

生徒指導規程

北広島町立八重東小学校

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、児童・生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るために必要な事項を定める。

第2章 学校生活に関すること

第2条 服装について

- 1 校内外の学習活動及び登下校の際の服装は、次のとおりとする。

(登下校・学校生活における服装)

○「学校生活のきまり」を参考にして、学校生活に適した服装とする。

(体操着)

○原則として学校で規定の体操着を着用する。

- 2 頭髪・髪どめ等は、学習にふさわしく華美にならない形として学校で定める。

○頭髪の長さは、活動の妨げにならないようにする。前髪は目にかからない程度に切るか結ぶかとめる。横髪、後ろ髪は、肩にかかる場合は、結ぶか編む。

○髪どめは単色とし、華美な飾りのない形のものとする。

- 3 靴や靴下は、学習にふさわしい形と色のものにする。

○靴は、運動しやすい形・機能を持つものとする。

(ハイカットは禁止とする。)

○靴下は、黒・紺・白・グレーの単色を基本とする飾りのないもの(ワンポイント可)とする。(タイツ・スパッツ等も同様)

第3条 校内での生活時間について

- 1 学校がだれもが気持ちよく過ごすことができる場所として、生活時間を定める。
- 2 授業や諸活動の開始時刻までに開始できるように準備をすることを基本とする。

第4条 学校内での行動について

- 1 誰もが気持ちよく生活するために、次のことを基本として学校生活での行動を規程する。
- 2 言葉づかいは、丁寧な言葉を基本とし、誰もが気持ちよく会話できるようにする。
- 3 学習具・遊具等の使用は、学校の規程内で行い、責任を持って返却する。
- 4 個々が率先して環境整備することを心がけ、ボランティア精神を発揮して公共の生活環境を整える。

第5条 所持品について

- 1 学校が、環境が整い、誰もが向上心を持って学習・生活することができる場となるよ

うに、所持品の規定をする。

- 2 学習に必要なものを常に忘れないように持参する。
- 3 学習に不必要な金品は持参しない。
- 4 携帯電話・スマートフォンは、校内や学校生活に持ち込むことを禁止する。
○生命の危険がある等、特別な事情がある場合は、保護者が学校に事由を添えた申請書をその都度提出する。相談・協議の上、どうしても必要であると認められた場合に限り、許可をする。許可になった場合、登校時に担任に預け、放課後返却する。
○許可なく所持していた場合、学校で一時預かりをし、特別な指導の後、保護者に返却する。

第6条 欠席等の手続きについて

- 1 欠席・遅刻・早退等の場合は、原則として保護者及び家族の者が必ず事前に連絡する。
○欠席・遅刻等は、始業時刻までに保護者の責任において連絡する。
○早退等の場合は、少なくとも1時間前までには連絡をする。

第7条 通学について

- 1 児童生徒の通学に関しては、学校の規程による。
- 2 特別な事情等については、教育的配慮をもとに保護者と協議して決める。

第3章 校外生活に関すること

第8条 校外で遊ぶとき

- 1 自他の生命を尊重し、他の人に迷惑をかけないことを基本として、遊ぶ場所・方法を熟考する。
- 2 金品の購入や家からの持ち出しは必ず保護者の承諾を得る。
- 3 自分たちの責任の範囲内での遊びをする。
- 4 あいさつや片づけ等、社会のルールやマナーを守る。
- 5 交通ルールを守り、交通安全に心がける。
○自転車に乗る場所や範囲等については、保護者と相談して決める。
○自転車に乗る場合はヘルメットを着用する。
○交差点での一時停止・安全確認等を必ず行う。
- 6 帰宅時刻を守り、保護者の許可なく、夜間の外出や外泊はしない。
○帰宅時刻は、夏季（4月～9月）：午後6時、冬季（10月～3月）：午後5時とする。
○夜間の外出や外泊は、保護者の責任において行われる監督・保護のもとでのみとする。

第4章 特別な指導・援助に関すること

第9条 特別な指導・援助について

深刻な悩みや課題を抱え、特別な指導や援助を必要とする場合は、教職員がチームとして対応し、保護者・関係機関と連携・協働して児童の支援にあたる。

附 則

この生徒指導規程は、平成23年4月6日より施行する。

平成24年3月28日一部改正

平成24年4月18日一部改正

平成26年4月 4日一部改正

平成28年12月1日一部改正

平成29年12月1日一部改正

平成30年4月11日一部改正

令和 元年 1月23日一部改正

令和 2年1月 9日一部改正

令和 8年 4月24日一部改正